

## 共生社会づくりを目指すための条例 条例検討専門分科会の概要

### ■設置目的

5月19日に滋賀県社会福祉審議会に当該条例の骨格について諮問するとともに、滋賀県社会福祉審議会規程第2条を改正し、審議会内に条例検討専門分科会を設置。

障害のある人に対する差別がなく、多様な価値観を認め合い、相互に人格と個性を尊重しあう社会の大切さを改めて県民全体で共有するとともに、滋賀の実践者が大切にしてきた福祉の思想の流れを受け継ぎ、共感の輪を広げながら、県民が一体となって「一人の不幸も見逃さない」共生社会づくりを目指すため条例の骨格について調査・審議を行うことを目的とする。

### ■分科会において議論する内容

#### (1) 条例の基本理念・意義・目的

##### ア 条例の基本理念

- ・条例の基本理念をどうするか
- ・「滋賀らしさ」はどういったことが想定されるか

##### イ 条例の意義・目的

- ・「障害者と同様に社会的障壁により様々な生きづらさを抱える者」をどのように規定するか
- ・県の施策、責務をどこまで条例で規定するか

#### (2) 障害者差別解消法の補完

##### ア 条例による上乗せ・横出し

- ・障害者差別解消法による義務（事業者）を強化するか（上乗せ）
- ・障害者差別解消法による規制対象（行政・事業者）の範囲を広げるか（横出し）

##### イ 障害を理由とする差別の定義

- ・障害を理由とする差別をどのように定義するか

##### ウ 差別を受けた場合の解決の仕組み

- ・条例制定済の他府県同様の「助言、あっせん」の仕組みを設けるか
- ・「助言、あっせん」の仕組みを設けた場合、実効性をどう担保するか

## ■第 1 回条例検討専門分科会の概要

日時：平成 29 年 7 月 13 日(木) 9:30～12:00

議題：①分科会の進め方について ②条例における論議事項について

意見：

### 【対象者の範囲について】

- ・障害者基本法第 1 条の 1 すべての国民、2 障害の有無によって分け隔てられない、3 相互に人格と個性を尊重するが共生社会のキーワード。障害者から子どもや高齢を含めた広がりのある条例を提起するべきではないのかということが、分け隔てられないことの目指すべき意味。
- ・生きづらさは非常に主観的な表現なので、客観的に生きづらさを明確にして、その客観的な背景に基づいて整理、検討する必要がある。

### 【条例の内容について】

- ・事例を集めて分析して、どういった内容を条例に盛り込むべきか検討するべき
- ・条例の中身は、社会的障壁の解消に向けた総合的な条例という形で大きな展開をしてほしい。
- ・上乘せ・横だしをしなかったら条例を作る意味がない。その実効性をどう担保するかということを論点に加えてほしい。
- ・差別解消に関する条例も大切であるが、それとあわせて手話言語条例も必要

### 【議論の方向性、進め方】

- ・まずは“障害者差別解消法の補完的な部分”をしっかりと固めてから、“生きづらさの範囲”を検討するべき
- ・論点をつめていくために、分科会内にワーキングを立ち上げて論点案を出して、分科会に持っていく形にすべき。

## ■条例検討のワーキンググループの設置について

- ・条例の根幹となるテーマについて集中して論議を行う。
- ・ワーキングでは意見集約は行わず、議論の内容を分科会に報告し、集約を行う。
- ・分科会委員 5～7 名程度で構成し、以下の 4 つで構成する(座長は分科会会長の指名)

WG①：差別の実態把握分析、差別の要因について議論（必要に応じて事例収集）

尾上委員、小野委員、**垣見委員**、北野委員、佐野委員、重森委員

WG②：条例の差別の定義（手話に対する認識を含む。）について議論

石野委員、尾上委員、**北野委員**、北岡委員、崎山委員、佐野委員

WG③：解消法の上乗せ・横出しの範囲、解決の仕組みについて議論

岡本委員、尾上委員、北野委員、**崎山委員**、佐野委員、竹下委員

WG④：「障害者と同様に社会的障壁により様々な生きづらさを抱える者」の定義について議論

尾上委員、金子委員、北野委員、崎山委員、佐野委員、竹下委員、筒井委員

## ■ 検討状況

開催時期	分科会等	議題等
7月13日	【第1回条例検討専門分科会】	・分科会の進め方について ・条例の検討について
10月4日	WG①(事例分析・実態把握)第1回目	・事例の収集方法 ・差別禁止の内容
10月5日	WG②(差別の定義)	・障害を理由とする差別の定義 ・手話言語のあり方
10月25日	WG③(上乗せ横出し/解決の仕組み)	・条例による上乗せ・横出し ・差別を受けた場合の解決の仕組み
10月26日	WG①(事例分析・実態把握)第2回目	・主な差別・合理的配慮不提供事例 ・分野別の差別禁止の規定
11月7日	【第2回条例検討専門分科会】	・ワーキングの状況報告 ・主に解消法補完部分の論点確認
11月下旬 12月	WG④(生きづらさの定義)予定 ※必要に応じて追加のWG開催	
1月	【第3回条例検討専門分科会】	・条例案の骨格のたたき台について ・その他団体等からの意見について
2月	【第4回条例検討専門分科会】	・分科会における検討経過のまとめ について(最終答申案)

## ■ 委員名簿

氏名	所属等	WG① (実態把握)	WG② (差別定義)	WG③ (法補完)	WG④ (生きづらさ)
石野 富志三郎	社会福祉法人滋賀県聴覚障害者福祉協会 常務理事		○		
岡本 由美	一般社団法人 滋賀経済産業協会			○	
尾上 浩二	NPO法人DPI日本会議 副議長(内閣府 障害者施策アドバイザー)	○	○	○	○
小野 幸弘	Co Creation LLC 代表(きょうされん滋賀支部理事長)	○			
垣見 節子	滋賀自立生活センター 代表	○			
金子 秀明	社会福祉法人さわらび福祉会 常務理事				○
北野 誠一	NPO法人おおさか地域生活支援ネットワーク 理事長(滋賀県障害者施策推進協議会 会長)	○	○	○	○
北岡 賢剛	社会福祉法人グロー 理事長		○		
嶋山 美智子	公益社団法人滋賀県手をつなぐ育成会 理事長(障害者の滋賀の共同行動実行委員会 実行委員長)		○	○	○
佐野 武和	社会福祉法人ぼととファーム事業団 代表理事	○	○	○	○
重森 恵津子	滋賀県立野洲養護学校 校長	○			
鷺見 徳彦	大津市 副市長				
竹下 育男	せせらぎ法律事務所 弁護士			○	○
筒井 のり子	龍谷大学社会学部現代福祉学科 教授				○
渡邊 光春	社会福祉法人滋賀県社会福祉協議会 会長				